

第 8 2 号議案

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 1 2 . 5、1 2 月に支給す
る場合においては 1 0 0 分の 2 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

第 8 2 号議案 要旨

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

人事院が、民間における賃金引上げを図る動きを反映して、月例給及び特別給を上げる勧告を行ったことを受け、加東市においても、当該勧告を踏まえた一般職の職員の給与を改定することに伴い、加東市議会の議員の期末手当について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

平成 3 1 年度以後に支給する 6 月期及び 1 2 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 2 . 2 2 5 月とすること。（第 5 条関係）

3 市財政への影響 年間 2 8 9 千円の支出増

4 施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日

